

第19回浜田市農業委員会総会 会議議事録
(本庁・支所テレビ会議システム開催)

日時：令和4年8月26日（金）午前9時30分
場所：浜田市役所 4階 講堂ABC
金城支所、旭支所、弥栄支所、三隅支所

1 出席委員

【農業委員】(15名)

1番 原田 義一	2番 三浦 寿紀	3番 佐々木京子	5番 川本 聖光	6番 野上 省三
8番 青葉 真	9番 河崎 健	10番 宮崎 龍生	11番 玉田 一	12番 高橋 伸幸
13番 大崎 健太	14番 中田 善喜	16番 佐々森義見	17番 渡辺 弘之	18番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】(13名)

2番 徳田マスエ	3番 永見 繁廣	4番 小谷 保雄	5番 小川 明人	6番 領家 悟
8番 岡本 定文	9番 藤若 裕香	11番 申崎 美之	12番 小松原常雄	14番 河野 恒弘
16番 田村 邦啓	18番 大谷 数義	19番 長野 昭三		

2 欠席委員

農業委員 (4名)

4番 柿元 信次	7番 岡本 健治	15番 林 秀司	19番 松山 純久
----------	----------	----------	-----------

農地利用最適化推進委員 (5名)

1番 前田 正典	10番 橋本 安延	13番 渡邊 弘登	14番 近重 邦昭	17番 岡田 勝
----------	-----------	-----------	-----------	----------

3 提出議案

○報告事項

○議案

- 議第1号 農用地利用集積計画の策定について
- 議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)
- 議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (4件)
- 議第5号 転用統制外証明願について (5件)

○その他

4 事務局出席職員

農業委員会事務局 : 官澤局長、岡本農地係長、佐々木主任主事
農林振興課農業振興係 : 松本事務員
しまね農業振興公社 : 植本農地集積相談員

<p>議長</p>	<p>おはようございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>暑い夏が続いています。</p> <p>また、コロナもご案内のように最近特に多くなっておりまして、県下はもちろんでございますが、浜田市も毎日、100名前後の人数になっています。</p> <p>このような状況ですので、今総会もこのようなスタイルで開催させていただくということでご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは、ただいまから第19回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は、農業委員の 4番 柿元委員、7番 岡本委員、15番 林委員、19番 松山委員 推進委員の 1番 前田委員、10番 橋本委員、13番 渡邊委員、14番 近重委員 17番 岡田委員 以上9名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、「3番 佐々木委員」「5番 川本委員」です。 よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事「報告事項」に入ります。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議第1号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められております。</p> <p>農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。</p> <p>農業者の皆さまから申出のありました利用権設定は「21件、48筆、83,120㎡」、所有権移転は「3件、12筆、22,298㎡」で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたしました。</p> <p>公告期間は、「令和4年8月29日から令和4年9月11日」までの14日間、開始日を「令和4年9月1日以降」としております。</p>
<p>事務局 事前質問・回答</p>	<p>「2番 三浦委員」より事前の質疑をいただいております。</p> <p>質疑1は、「6番以降について、賃借料が発生していないが、固定資産税は誰が負担するのか。借地契約終了以降は誰が管理するのか。」</p> <p>ご質疑に対しまして、固定資産税は土地所有者が負担します。</p> <p>現段階では借地契約終了以降は誰がどのように管理されるかは伺っておりません。</p> <p>借地契約終了後は、「地権者又は相続される方」と「耕作者」との間で継続されるか協議されます。</p> <p>期間が非常に長いので、更新の時期に現所有者がおられるかどうかわかりませんが、現段階ではその時の農地や所有者の状況に合わせて、農地所有者の意向を確認しながら、契約の手続きすることとなるかと思っております。</p>

	<p>借地契約終了後、耕作される方がおられない場合は、その時の担当委員さん等に農地の利用調整をお願いさせていただくことになるのではないかと思います。</p> <p>質疑2は、「所有権移転の1番、2番、3番について、売買価格の単価がそれぞれ異なる。その理由と、この金額の根拠について説明してほしい。」というご質疑です。</p> <p>売買価格については中間管理で公社を通じての所有権移転ですが、あくまで契約者同士の協議によるものとなります。</p> <p>今までも農業振興公社や農業委員会が金額の仲介をさせていただいたことはないと思います。契約手続きされる際に、契約者同士で話し合わせられ決定されていると思います。</p> <p>事務局といたしましては、このように考えております。</p>
2番 三浦委員	<p>圃場整備をしているが、土地の区画が定まっていなかったりする中で利用権設定・所有権移転しているのだが、今後、所有者いなくなったりした時のことを心配しています。</p>
議長	<p>補足説明があれば、担当者及び担当地区委員お願いします。</p>
農林振興課 担当者	<p>ありません。</p>
議長	<p>ただいま説明がありましたが、その他ご意見やご質問などがありましたらお願いします。</p>
委員	<p>質疑なし</p>
議長	<p>無いようですので採決に入ります。</p> <p>「農用地利用集積計画について」、原案どおり、承認いただける方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～ 挙手、全委員 ～</p>
議長	<p>挙手、挙手です。承認いたします。</p>
議長	<p>続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請は、2件です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、「農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いいたします。」</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて、ご審議いただきます。</p>

	<p>「5号」について説明します。</p> <p>この許可申請は、7月26日総会でご報告申し上げた空き家バンクにおいて農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の指定を受けた土地について、農地法第3条の有償移転（売買）にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在等は、国分町の畑、1筆、113㎡です。</p> <p>譲渡事由は、市内に居住しないため、耕作できない対象農地を譲渡したいため</p> <p>譲り受け事由は、空き家バンクを利用し、浜田市に居住し、対象農地を譲り受けて耕作するためです。</p> <p>所有権移転後は、野菜などを作付けされる予定です。</p> <p>「6号」について説明します。</p> <p>本件は、無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在等は、金城町七条の田、1筆、1,036㎡です。</p> <p>譲渡事由は、相続で取得された農地の耕作ができないため</p> <p>譲受事由は、農地が譲受人の隣接地であり、譲受け耕作するためです。</p> <p>所有権移転後は、水稻、野菜などを作付けされる予定です。</p> <p>以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>「5号」について「14番 中田委員 もしくは 河野委員」お願いします。</p>
14番 中田委員	<p>先般、市の担当の方と、現地確認を行いました。</p> <p>写真のとおり、特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>「6号」について「13大崎委員」お願いします。</p>
13番 大崎委員	<p>譲受人は広島に居住し、帰ってきて農業をすることは困難で農業です。</p> <p>この場所は〇〇の後ろですが、〇〇氏がサツマイモを作るそうですので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>以上で、第3条申請について説明が終わりました。</p> <p>事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご質問等ありませんでした</p>
議 長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ありませんか。</p>
委 員	<p>質疑なし</p>
議 長	<p>無いようですので、採決に入ります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の</p>

委員	<p>挙手をお願いします。</p> <p>～ 全委員、挙手 ～</p>
議長	<p>全委員、挙手です。許可いたします。</p>
議長	<p>続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請は、2件です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第4条申請は、農地の所有者など、権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。</p> <p>「10号」について説明いたします。 転用目的は「駐車場」で、昭和50年頃父親が許可申請をしなければならないことを承知せず、民間の造成工事の残土を埋立て、現在は工場、町内会事業、積雪時の付近住民の駐車場として使用しており、顛末書が添付されています。 土地の所在は、生湯町の畑809㎡です。 申請地は農用区域外、都市計画区域内の用途指定はなく、第2種農用地と判断いたしました。 周辺農地との関係については、埋め立て土砂が流出し周辺の農地に影響がないように万全を期す。その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処すると申請されています。</p> <p>続きまして、「11号」について説明いたします 転用目的は「個人駐車場」で、父親が許可申請を得ず無断で整備し、現在は隣接家屋の駐車場などとして使用しており、26ページのとおり顛末書が添付されています。 土地の所在は、竹迫町の田、1筆、182㎡です。 申請地は、農用区域外、都市計画区域内の第一種住居地域で、第3種農用地と判断いたしました。 周辺農地との関係については、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は当事者間で話し合いのうえ、責任をもってこれに対処する。</p> <p>以上2件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。 「10号」について、「18番奥迫委員 もしくは 大谷委員」お願いします。</p>
奥迫委員	<p>16日に現地確認しました。 写真のとおり既に駐車場となっております。 また、顛末書記載のとおりです。よろしく願いいたします。</p>

議長	「11号」について、「19番 長野委員」お願いします。
長野委員	<p>写真等が載っておりますが、現地を確認いたしまして、問題はないと判断しております。</p> <p>しかし、隣接家屋というような標記がありますが、隣接家屋といえますと隣にあるようなイメージを私は受けるわけですが、建物の下の敷地のことで許可申請が出ております。</p> <p>今後、隣接家屋という表現などについては、整理していただければ、皆さんにわかりやすいのではないかと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
議長	<p>第4条許可申請について説明がありました。</p> <p>事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 事前質問・回答	<p>「2番 三浦委員」より事前の質疑をいただいております。</p> <p>「11号」について、「登記簿地目、田の中に住宅建設。家屋を〇〇から分筆して宅地登記されているのか、家屋の敷地の番地を知りたい。」というご質問です。</p> <p>回答ですが、確認したところ竹迫町〇〇から昭和52年11月15日にそれぞれ分筆されており、家屋敷地の地番は〇〇となっております。</p>
事務局	<p>「11号」ですが、長野委員さんと現地確認を行った際にご指摘いただき、今回の資料のように申請者に確認して図面等を修正いたしております。</p> <p>また、申請者からの表記（隣接家屋など）についても、ご指導いただいたところです。</p>
議長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。
委員	質疑なし
議長	<p>無いようですので、採決に入ります。</p> <p>第4条申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	～ 挙手 全委員 ～
議長	挙手、全委員です。許可いたします。
議長	<p>続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請は、4件です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を

	<p>取得して、農地以外の用途に転用したいという申請です。</p> <p>「14号と15号」の所有権移転の許可申請について説明いたします。 転用目的は、信者、檀家向けの墓地と申請されています。 土地の所在は、「14号」は内村町の畑、1筆、145㎡、「15号」は内村町の畑、1筆、面積は112㎡です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定はなく、第2種農地と判断いたしました。 工事期間は令和5年12月末日までの予定、利用期間は永久です。 周辺農地との関係については、雨水のみであり、特別な処理を必要としない。万一近隣から苦情があった場合には誠意をもって対応するという申請です。</p> <p>「16号」の所有権移転の許可申請について説明いたします。 転用目的は資材置場で、堀越造園の規模拡大に伴い、資材保管場所が必要となり、代表取締役宅に隣接し利便性の良い場所を選定したと申請されています。 土地の所在は、「下府町の畑、4筆、1,176㎡」です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第二種中高層住居専用地域で、第3種農地と判断いたしました。 工事期間は令和5年2月28日までの予定で、利用期間は永久です。 周辺農地との関係については、敷地内の雨水は地下浸透による。被害が周囲に及ぶおそれはないと思われるが、万一被害が生じた場合は、譲受人の責任において対処するという申請です。</p> <p>「17号」の所有権移転の許可申請について説明いたします。 転用目的は個人住宅で、借家に住んでいるが子どもが大きくなり借家が手狭で家賃も高いため申請地を取得し、自己の住宅を新築したいと申請されています。 土地の所在は、「三隅町三隅の畑、1筆、135㎡」です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の近隣商業地域で、第3種農地と判断いたしました。 工事期間は令和5年5月31日までの予定で、利用期間は永久です。 周辺農地との関係については、住宅の汚水排水は県道内の公共下水道に接続して処理する。周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合は話し合いの上、責任を持ってこれに対処するという申請です。 以上4件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>議長 「14号と15号」は「3番 佐々木委員 もしくは 永見委員」お願いします。</p> <p>3番 佐々木委員 先日、事務局と永見さんと現地の確認に行って参りました。特にこれは難しいという点はありませんでした。議題に記載してあるように雨水など被害防止対策も、それほど問題になるような点はないと思いました。よろしく願いいたします。</p> <p>議長 「16号」について、「14番 中田委員 もしくは 河野委員」お願いします。</p> <p>14番 中田委員 先般、担当者と河野さんと現地確認に参りました。</p>
--	---

	<p>この辺は、昔はブドウ園でしたが、現在、住宅化しております。 農地として使っておられる人も中にはおられますが、写真で見ただくと、現在の「16号」の土地がありますが、その南側に畑を作っておられる方がおられます。しかし、この場所には水がありません。 多くの方は、畑ですが作物を作るのはほとんど無理な状況です。 栽培されておられる方もおられますが、今年のように水がないとみんな枯れてしまいます。 申請地の畑の前の方も言っておられて、農地、畑ではあるのですが、なかなか畑として活用するのは難しいそうです。 この周辺は、もう全部住宅化しているので、何とかこの申請に協力していただければと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	「17号」について、「11番 玉田委員 もしくは 串崎委員」をお願いします。
11番 玉田委員	<p>8月の16日に、串崎委員と事務局で現地に参加しました。 議案に記載してありますとおり、借家に住んでいるが子どもさんが大きくなって借家が手狭で、家賃も高いため申請地を取得し、自己の住宅を新築したいという申請です。 現地は、周りがほとんど住宅ということで、やむを得ないということです。 よろしくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、第5条申請について説明が終わりました。 事前の質問等がありましたら、事務局長から説明をお願いします。</p>
事務局 事前質問・回答	<p>「2番 三浦委員」より事前の質問をいただいております。 「16号」について、「写真では小石があり、草は繁茂していないため畑として利用されているように見えない。下府町〇〇が畑として管理されていた実績報告を求めます。」という内容です。 この質問に対しまして、申請の手続きをした行政書士に確認したところ、「平成11年頃に相続登記され、その後畑として利用されていないことを譲渡人から確認した」と回答がありました。</p>
議長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ありませんか。
委員	質疑なし
議長	<p>無いようですので、採決に入ります。 「第5条の規定による許可申請について」、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	～ 全委員、挙手 ～
議長	全委員、挙手です。許可といたします。

議 長	<p>続きまして、議第 5 号、転用統制外証明願、非農地署名願は、5 件です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、「農地法が施行された昭和 27 年 10 月 1 日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの」、「自然災害により被災、埋まってしまったもの」、「自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いものなど」に対して、農業委員会が認めて交付するものです。</p> <p>「6 号」について、土地の所在は「後野町の畑、4 筆、合計面積 1,442 m²」です。 「昭和 30 以降耕作しておらず、現況原野」という申請内容です。</p> <p>「7 号」について、土地の所在は「内村町の田、3 筆、2,857 m²」です。 証明願の内容は「昭和 62 年頃より耕作放棄、現況原野及び耕作困難な土地」です。 参考事項として「造成工事の埋め立てにより現在の形状となっている。農地として利用しようとしたが、埋め立て後の岩石により田畑としては耕作困難。果樹栽培も何度か試みたが、土質が悪くすぐに枯れてしまうため、今後、農地として利用しようとしても利用できない」と申請されています。</p> <p>「8 号」について、土地の所在は「三隅町井野の田畑、21 筆、合計面積 13,741 m²」です。 証明願の内容は「昭和 47 年月日不詳より耕作放棄、現況山林」という申請です。 参考事項として、森林環境保全直接支援事業（森林環境を保全するため伐採跡地に造林、植栽をする事業）を森林組合が行う予定ですが、農地でない旨の証明等がなければ事業が実施できないため、非農地証明の手続きを行うものです。</p> <p>「9 号」について、土地の所在は「旭町今市の田畑、4 筆、合計面積 1,842 m²」です。 証明願の内容は「年月日不詳より耕作放棄、現況原野」という申請です。</p> <p>「10 号」について、土地の所在は「久代町の畑、1 筆、587 m²」です。 証明願の内容は「昭和 44 年から耕作放棄で、現況原野」、参考事項として、土砂崩れのため該当農地の半分は埋もれているという申請です。</p> <p>以上 5 件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>担当委員から補足説明がありましたらお願いします。 「6 号」について、「18 番 奥迫委員 もしくは 大谷委員」をお願いします。</p>
18 番 大谷委員	<p>資料の写真を見ていただきたいのですが、写っておりますのが〇〇です。その対面に当たるところの近くに私も居住しております。過去、子どもの頃から多少存じておるつもりですが、写真で見ていただい</p>

	<p>たらわかるように、かなり以前からこういう状態になっております。 許可せざるを得ないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします す。</p>
議 長	<p>「7号」について、3農 佐々木委員 もしくは永見委員お願いします。</p>
3番 佐々木委員	<p>この土地は、〇〇を造るときに埋め立てされた土地です。 埋立後、土地の持ち主さんも、木を植えたりミカンを植えたりされて、努力されたのですが、うまく実らなかったり、ちょっと農地として利用するのは大変難しいということでした。 私も自宅の方で、残土後の土地を自家用に畑を作ってもいいかなと思ったこともありましたが、石がゴロゴロとして野菜とかそういったものを植えて育つような土地にはなりませんでした。 持ち主さんがおっしゃることも大変よく理解できたところですよ。 現地は、事務局と永見さんと2度確認しましたが、今後、この場所を借りて農地として使う方も多分出てこられる見込みはないと思いました。 ですので、今回、転用統制外証明願について、許可をせざるを得ないなど思いました。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>「8号」について、「18番 川本委員 もしくは 小川委員」お願いします。</p>
18番 川本委員	<p>小川委員と事務局と現地を確認しました。 現地はこの写真のとおりになっており、田畑から山林に変更されるものです。その後、事業を利用して森林組合が苗木を植えるそうですので、許可していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>「9号」について、「10番 宮崎委員」お願いします。</p>
10番 宮崎委員	<p>事務局と私で現地を確認しました。 写真を見ていただけたら、かなり以前から耕作はされていないということがわかると思えます。 それから耕作者も80歳近くで、今度も耕作することは困難と思われるので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>「10号」について、「14番 中田委員 もしくは 河野委員」お願いします。</p>
14番 中田委員	<p>見ていただくとわかりますが、申請地には住宅がありました。 その周辺が畑だったと思われまふ。 現在は、住宅も転居されて、この付近が山の方からかずら等が入ってきており、又、背高アワダチ草とかで農地としての活用は無理と思われまふのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>転用統制外証明願について説明がありました。</p>

事務局 事前質問・回答	<p>事前の質問等ございましたら、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>「2番 三浦委員」より事前の質疑をいただいております。 「7号」についてですが、「造成工事による埋立ては許可を得ているのか。埋立ての目的は何か。」というご質問です。</p> <p>ご質疑に対しまして、確認したところ、埋め立ては、平成4年頃からの〇〇の残土と伺っています。 埋め立ての許可を得ておられるかどうかは、書類を受付けた時点から資料を探しておりますが、現在のところありませんでした。</p>
議 長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ありませんか。</p>
委 員	<p>質疑なし</p>
議 長	<p>無いようですので、採決に入ります。 「転用統制外証明願について」 ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 全委員、挙手 ～</p>
議 長	<p>全委員、挙手です。許可といたします。</p>
議 長	<p>そのほか、皆様方から何かありましたらお願いします。</p>
5番 川本委員	<p>農地集積計画に17年と記載してあるのは、これは最高10年ではないかと思うのですが、農業振興公社の中間管理はこれでよろしいのですか。 条例等では、10年が最長ではなかったと思うのですが、これでよろしいのでしょうか。</p>
議 長	<p>それでは農林振興課担当者から回答させていただきます。</p>
農林振興課 担当者	<p>中間管理の契約期間ですが、10年以上っていう形もありまして、去年とか、浜田ではないんですけども、30年ぐらいの契約をされる場所もあると公社から聞いています。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
5番 川本委員	<p>今の説明では納得いきませんが、農業振興公社相談員から説明して</p>

議 長	<p>いただきたいと思います。</p> <p>それでは、相談員から説明していただきます。</p>
農業振興公社 相談員	<p>先ほどの担当者からの説明は原則です。 以前は、色々ありました。最短一番短いので3年以上ということです。 契約期間については担当者からも説明がありましたけども、ここ最近は色々な機構関連事業とか、補助事業とかいろいろございまして、10年とか15年とか、いろんな事業の導入する場合には何年という括りがございます。 ですから10年に限ったことではございません。 口頭で言うのはわかりにくいかもしれませんので、来月、契約期間のほうも簡単に書いたものを事務局にお渡ししておきたいと思います。 こういった形で整理したいと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
議 長	<p>ご質問されたかった方、ご理解いただけましたでしょうか。</p>
5 番 川本委員	<p>はい</p>
議 長	<p>その他、ご意見等ございませんでしょうか。</p>
議 長	<p>無いようですので、以上を持ちまして、第 18 回総会を終了します。</p>

終了 午前 10 時 20 分